

札幌市休日保育補助金交付要綱

(平成29年3月31日札幌市子ども未来局長決裁)

一部改正 平成30年3月30日

一部改正 令和5年7月10日

一部改正 令和6年4月11日

一部改正 令和7年6月4日

一部改正 令和8年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日保育を実施する認可保育所等に対し、安定的に職員を確保して休日保育の実施ができるよう、職員の処遇改善を目的として交付する補助金に関し、札幌市補助金等交付規則(令和8年規則第24号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)をいう。
- (2) 児童 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に規定する子どもをいう。
- (3) 休日保育 休日に常態的に保育を必要とする児童の保育を行うことをいう。
- (4) 認可保育所等 認可保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の認可を受けた、同法第39条第1項に規定する保育所)、幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第7号に規定する施設)、保育所型認定こども園(法第39条第1項に規定する施設であり、かつ、認定こども園法第3条第1項の認定を受けている施設)、小規模保育事業A型(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、保育に従事する者全員が保育士である小規模保育事業)及び事業所内保育事業(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業)をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱に基づく補助対象は、年度ごとに提出される休日保育実施協議書に基づき市長が承認した認可保育所等を設置する事業者(以下「事業者」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず、規則第5条第3項第1号から第3号に規定する者のほか、国税、道税、市町村税等を滞納している法人又は団体に該当する者は交付対象者とならない。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、休日保育を実施するために要する経費のうち、公定価格(特定教育・保育、特別利用保育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用

地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第12号に規定する公定価格をいう。）の休日保育加算（告示第1条第46号に規定する休日保育加算をいう。）を超える額とする。

（補助金額の算定方法）

第5条 補助金の額は、別表1に定める基準額と、前条に規定する対象経費の実支出額から利用料収入を控除した額を比較して、いずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助対象事業者は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に関係書類を添えて、当該年度における休日保育開始後2カ月以内（年度当初から実施する場合は6月末日まで）に市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条に定める補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

（補助金の概算交付）

第8条 市長は、前条により補助金の交付を決定したときは、事業者の申し出に基づき、決定額に相当する額を概算交付することができる。

（実績報告）

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者は、当該年度又は年度途中の休日保育実施終了後1カ月以内に実績報告書に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に定める実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定し、事業者に通知するものとする。

（補助金の精算）

第11条 市長は、前条に定める補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、事業者が、規則第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第10条に定める補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該事業者に通知するものとする。

（補助金の返還及び加算金）

第13条 市長は、前条による補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 市長は、返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179

号) 第19条第1項の規定に準じた年利で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(他の補助金等の一時停止等)

第14条 市長は、事業者が補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

(調査等)

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき、補助対象事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(様式)

第16条 この要綱の施行に関し必要な様式については、支援制度担当部長が定める。

(補足)

第17条 この要綱の実施に当たり、その他の必要な事項は支援制度担当部長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年7月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、令和6年4月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、令和7年6月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、令和8年7月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

基準額		対象経費
補助対象施設ごとに、次の(1)及び(2)により算定された額とする。		休日保育加算を超える休日保育に必要な経費及び保育士確保のために特別に実施した対策に要した経費（第4条）
(1) 基本分		
年間延べ利用児童数により区分される表1により定める額		
表1（1カ所当たり年額）		
年間延べ利用児童数	基準額	
210人以下	250,000円	
211～279人	270,000円	
280～349人	308,000円	
350～419人	348,000円	
420～489人	388,000円	
490～559人	428,000円	
560～629人	467,000円	
630～699人	507,000円	
700～769人	546,000円	
770～839人	586,000円	
840～909人	625,000円	
910～979人	665,000円	
980～1,049人	705,000円	
1,050人以上	746,000円	
(2) 加算分		
札幌市障がい児保育事業費補助金の対象児童の利用があった場合には、表2の基準額に障がい児の利用した月数を乗じた額の合計を加算する。		
表2（障がい児1人当たり月額）		
区 分	基準額	
障がい程度が軽度	97,320円	
障がい程度が中程度		
上記以外で、障がい児保育実施要綱別表に定める障がい・医療的ケア児保育等認定審査会への付託対象として、当該審査会で認定された児童	97,320円	